

「年収の壁」対応助成金セミナー を開催しました

昨年より、一定以上の収入となった被扶養者の方が社会保険料負担が発生する、また、企業の配偶者手当がもらえなくなるなど、手取り収入の減少を理由として働く時間の調整を行う、いわゆる「年収の壁」への対応策として、キャリアアップ助成金（社会保険適用時処遇改善コース）が創設され、国も活用促進を図るため様々な周知活動を行っております。

当所においては個別企業への周知のみでなく、事業所の事務を代行している社会保険労務士事務所職員様へも周知を図るべく、職員様を対象とした当該助成金特化セミナーを、3月14日に当所にて開催いたしました。4事務所から5名にご参加いただき、助成金等の詳細をご説明するとともに、事業所へご説明時のポイントなどを解説し、助成金活用に関する意見交換なども行いました。



労働力不足が叫ばれる中、当該助成金をご活用いただき、少しでも労働力確保に繋がることを願ってなりません。